

令和6年第2回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	令和6年 6月12日
3	閉会	令和6年 6月12日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席10名 欠席 1名
6	議案件数	13件（うち議員提出4件）
7	議決の状況	(1)原案可決 5件 (2)報告済 2件 (3)原案承認 2件 (4)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	委員会	産業経済常任委員会付託 1件
10	その他	傍聴者 12日 15名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和6年6月12日（水）
午前 9時30分 開 会

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
8番	石 川 康 弘	9番	高 橋 修 平
10番	家 塚 雅 人	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

7番 加 藤 真 悟

3. 会議録署名議員

3番 星 真 希 4番 熊 木 惠 子

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 斉 藤 隆 議事係長 富 木 孝 郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人
農業委員会会長 鍋 山 洋 一 監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました令和6年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。加藤議員につきましては、欠席の届が出ております。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
3番 星 真希議員、4番 熊木 恵子議員。以上御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。
5番 佐藤 妙子議員。
令和6年第2回議会定例会の運営について、去る6月5日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。
議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。
本定例会に付議される案件は、議会提案として派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件。
町からは令和6年度各会計補正予算2件、条例関係2件、一般議案1件、報告案件2件であります。
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月12日から6月13日までの2日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月12日から6月13日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は6月12日から6月13日までの2日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和6年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

本件につきましては、令和5年第4回議会臨時会において議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これより、南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

2番 西股 裕司議員。

西股議員

それでは、令和5年11月と令和6年2月に行われました議会報告懇談会の結果についてご報告申し上げます。

南幌町議会報告懇談会実施報告。令和5年第4回南幌町議会臨時会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

1、実施日程。令和5年11月19日、14時から。令和5年11月25日、14時から。令和6年2月23日、14時からであります。

2、実施内容。日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に開催した。議会の動きや町の情報、各委員会活動報告を行った。

3、結果。会場には全部で38人の町民の参加をいただき、活発な意見交換を行った。なお、11月25日は東町町内会と美園町内会に限定し開催した。参加者にはアンケート調査を実施し、町民から出された意見や要望等は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。

4、まとめ。今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会をめざしていくものである。以上、報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

はじめに、農作物の生育状況についてご報告します。今年は、2月後半から3月にかけての降雪により、雪融けも少し遅めに経過しましたが、3月下旬から4月における好天により融雪と圃場の乾燥が進み、耕起など農作業は順調に行われています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は、5月中旬に田植えが始まり、順調に作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。

雪融けの影響が心配されました秋まき小麦は、雪腐病の発生が平年よりやや少ない傾向で、生育は平年より4日ほど早く進んでいます。

大豆は、播種作業も順調に進み、生育は平年並みとなっています。

キャベツなどの野菜については、定植作業は計画どおり進み、5月下旬の日照不足と低温が心配されましたが、生育は順調で平年並みとなっています。以上のように、各作物間で、多少の差はありますが、今後は、天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、子ども室内遊戯施設「はれっば」の利用状況について、ご報

告します。本施設は、昨年5月3日のオープンから約1年1カ月が経過しました。施設利用状況につきましては、令和5年度においては、192,087名、4月30日までの1年間では、210,194名が来場し、当初計画していた12万人を超える多くの方々にお越しいただきました。今後も、イベントの開催や中央公園との相乗効果を図り、多くの皆様から愛され、親しまれる施設となるよう努めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。

一般質問につきましては、通告順に行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

補聴器購入費の助成について、町長に伺います。令和3年第2回定例会で、高齢者補聴器購入費助成について一般質問をしました。町長は、国において「認知症施策推進大綱」により、認知症の予防と共生を主眼においた施策を推進していることから、国の公的補助として制度化されることが望ましいと考えており、今後、国や道、他市町村の動向を注視してまいりますと答弁しました。高齢化とともに耳の聞こえが悪くなり、コミュニケーションが取りづらく外出をためらうなどの悩みは多く寄せられています。

昨年実施した第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査のなかでも「外出を控えている理由」で耳の障害（聞こえの問題など）が9.6%となっています。同計画の基本理念にうたわれている「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最期まで送ることができるまち」に沿って、補聴器購入の公的補助を町で検討することが必要ではないでしょうか。

補聴器は大変高額で、補聴器が必要であると考えの方が購入を見合わせるという状況が生まれているのではないのでしょうか。各種広告で補聴器がよく取り上げられている昨今ですが、道内では22自治体で制度化し、利用者からは補助が受けられて購入することができたと喜びの声があがっていると聞きます。今年4月から旭川市ではモデル事業として上限5万円、対象50人でスタートしています。北広島市では、対象は65歳以上、上限5万円、すでに利用中で新しく買い替える方も含むという制度を取り入れています。本町での実施について考えを伺います。

議長
町長

町長。

補聴器購入費の助成についてのご質問にお答えします。

本町の補聴器購入の補助については、障害者総合支援法に定める補装具として、聴覚障がいのある身体障害者手帳6級以上の交付を受けている方及び難病の方を対象とした国の補助制度により対応しています。

ご質問の高齢者の補聴器購入に対する助成制度については、独自の助成制度を実施している自治体が全国的に増加傾向にあることは承知していますが、現在、国において高齢難聴者に関する調査研究として、

「聴覚障害の補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」が進められ、また、全国市長会などから制度創設を求める要請がされていることから、国の公的補助として実施すべきものと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

なお、難聴は高齢者の多くの方が直面する課題であり、気づかないうちに進行することが多いことから、チェックシートなどによる早期発見と、難聴が疑われた場合の医療機関への受診勧奨に努めてまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

4番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。なんか大変残念に思います。私は先ほどの質問の中でも申しましたけれども、令和3年6月に同じ質問をしました。先ほど答弁にありましたように、町長は、国の動向を注視していくという答弁でした。今回も同じようなことで、ちょっとがっかりしました。先ほど聴覚障がい身体障害手帳の件で御答弁がありました。そもそも国の制度として、障害者総合支援法に基づいて補装具費支給制度というものがありますが、障害者手帳の交付、聴力が70デシベル以上の重度・高度に限っているということで、軽度・中度は対象外となっています。この難聴の程度というのは、聞こえ具合で70デシベルというのは、両耳で40センチ以上離れると、その会話が理解できないと言われていています。40センチの範囲でしか会話が聞き取れないというのはかなり大変な状況かと思えます。町長としては、こうした制度、国の制度ですから、それに対して、この見直しも含めて意見とかを言うということは考えていないのでしょうか。それを1点伺います。

また、前回の質問で、私は国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が認知症の35%は予防可能な9つの原因により起こりうると考えられると話しています。その中で難聴は9%で、最大の危険因子であると発表したということが紹介されています。難聴による聞こえの低下がなぜ認知症に関係するかは未だに未解明ですが、日常生活の中で意思疎通がうまくいけなくなったり、社会参加をためらったりする実態があると思えます。加齢性難聴はコミュニケーションを困難にするだけでなく、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の原因になると考えられています。私は先ほどの質問のなかで、昨年行ったニーズ調査のことについて質問しました。このニーズ調査であらわれているのは、聞こえの問題で、9.6%という答えが出ています。これは調査に回答していない方を含めると、加齢による難聴者は増えているというのが実態ではないのでしょうか。この調査結果については、町長としてはどのようにお考えか、それを伺います。

難聴者の社会参加を促すためにも、補聴器は本当に必需品だと思いますが、本当に高額なため購入をためらっているという方は多いと思います。広告とかが入ってくる中でも、上限が本当に100万とか150万とかっていうのも見られます。それで、広告とかに出ているのを使って、でもなかなかこううまく合わないという悩みもあって、それでなかなか使わないというような人も見受けられます。耳の不調を放っておくうちに、やはり手後れになるというケースが生まれている

と思います。補聴器は、眼科とか歯科の治療に保険が適用されるのに対して、保険がきかず高額となっているというのが現状です。諸外国では保険適用というのがあります。日本の場合は、この補聴器に関しては保険が適用されない、こういうような現状もありますので、先ほど町長が答弁したように、国としてやはり制度として実施していくというのは私も同感ですけれども、やはり早いうちにこの町内でも補助を進めていくということが必要ではないかと、繰り返し質問しています。

確かに北海道で22自治体というはまだまだ一部とは思いますがけれども、全国では270自治体でこの補聴器購入費助成事業が実施されています。それによって会話がスムーズになったとか、社会参加を十分できるということで、認知症を遅らせたり、高齢者がいきいきとこのまちで過ごしていくというような実践が積みまれていると思います。そういう意味では、本町でもこのニーズ調査に基づいて、やはり助成制度を検討するというふうに私は必要だと思いますけれども、再度伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えさせていただきます。アンケート調査結果でございますけれども、外出を控えている理由ということで、まず1番目には足腰の痛み、2番目で外での楽しみがない、3番目が病気、4番目が交通手段がないということで、5番目に耳の聞こえの問題ということで、今回9.6%のアンケート調査の回答をいただきました。前回第8期の時、令和3年度から5年度に向けてのアンケート調査結果でございますけれども、耳の聞こえの問題とお答えした方は10.3%でございましたので、ほぼ横ばいではないかなというように私は考えております。本町の難聴者の状況でございますけれども、聴覚障害2級から6級の手帳交付者は、本町では18名いらっしゃいます。大半がかなりの高齢者であります。

また、手帳交付以外の方もおられると思いますけれども、その数については町のほうでは把握はできておられません。また、補聴器が高額であると。または高額のために購入を見合わせるというような方がおられるのではないかとということもございますけれども、補聴器の価格はおおむね3万円から高額なものまで、幅広い価格帯ではないかなと思っております。町のほうでは高額のために買い控えをされていると、控えているという方がいらっしゃるという話は、担当のほうにも私のほうにも聞こえてはきておりません。

それで、全国的な状況でございますけれども、全国1,746市町村のうち、現在制度化されているのが238自治体ということで、13.6%でございます。道内では議員からのお話もありましたけれども、22市町村で12.2%というような状況でございます。管内では赤平市、歌志内市、沼田町の2市1町であります。それで本町の購入費助成の考えでございますけれども、前回も御答弁させていただきましたけれども、全国的な実態、そしてこれから向かう超高齢化社会を考えた場合、購入費の助成については、やはり国の制度で行われるべきと

いうように私は考えてございます。なお、町長としてそういう国に対しての要望はしないのかというお話がございましたけども、全国市長会、そして北海道市長会のほうからも、こういう要請活動が行われていまして、また、本町議会においても令和元年の第2回定例会において意見書を採択されて、国のほうに制度の充実を要望されております。従いまして、私についてはその国の制度化を早急にされるべきであろうというように考えてございます。なお、その期間に難聴者が、難聴の方が進む、症状が重くなるというような御指摘がございましたけども、今耳の聞こえがよくない方に対するチェックシートなんかもありますので、そういうものを使いながら、それは保健師のほうでそういう方との対応になるわけですけども、そういうものを使いながら耳鼻科への受診勧奨に努めるというような考えでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。質問して再質問して、再質問ですけども、答弁は変わらないということでした。ニーズ調査についても、今町長からのお話を伺いました。私はニーズ調査をして、やっぱり実態がわかっていると思うんですね。それで、先ほどチェックシートによって保健師さんが聞き取りしたりということもありましたけれども、令和3年の質問の中でも、例えばその健康診断に耳鼻科の医師を招いて、聴覚検査、そういうものをするとか、そういうことができないかということは、予算委員会とかそういう中でも質問してきましたけれども、本町には耳鼻科がないということもありまして、なかなかそこを受診するというのが大変だということもあると思いますので、今後健康診断の中で、聴力のそういう聞き取りとか、そういうものをやっていくということをぜひ取り入れて、早期発見に努めてはどうかと思いますが、そこは見解を伺います。

また、昨日から北海道新聞に難聴への備えという記事が連載されています。これは高齢者だけでなく、スマホやリモートの作業、イヤホンでの日常的な視聴により、若い世代で難聴が早く出る可能性があるのではないかと危惧すると、難聴研究の第一人者であります札幌医科大学の教授が記事を寄せています。高齢者のみならず、今、難聴は広がっているということが今日の新聞の記事でも伺うことができました。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最後まで送ることができるまちというのを掲げている町としては、やはり国に対して要望を、私たちも意見書を出しましたけれども、全国市長会とかそういう中でも意見を出しているということですが、それがなかなか制度化にならないので、各自治体ではやっぱりやりくりをしながら今、先進的に進めているというのが実態ではないかと思います。町長が言われるように、道内でも13%とか、少ないパーセンテージでというふうに思うかもしれませんが、やはり1割以上の自治体がそれに取り組んでいるということは大きなことだと思います。沼田町とかでも取り入れていて、5万円を上限にということですけども

も、根室だったか、ほかのところでは何回もできるということとか、補聴器の修理とかそういうことにも適用するという細かいものを設けながら、町民とか住民から聞き取りをしながら進めているという実態がありますので、国任せにしないで、町としても、私は旭川が今回モデルケースとして50人を対象にということで始めました。それはやっぱり長い間、老人クラブとかいろんな所からの運動とかもあって実現したものだとも聞いていますけれども、町の予算の中で、難聴の人が全てそれを申込みをして、この補助制度を利用したいというのはなかなか考えにくいと思います。そうであれば、この理念にあるように、町としてそれを応援するという意味で、一定の予算をつけてその中で検討していくというぐらいの姿勢があってもいいのではないかと思いますけれども、再度町長にこれを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。難聴者の方、購入されても雑音とか煩わしさがあって、それで取り外して、なかなか普段使いをされない方も多いというように聞いています。また、私もお聞きするんですけども、既に補聴器を有しているんですけども、利用していない方が多いと、利用されない方が多いというようなことも聞いております。

また、全国的に今、前回からみれば制度を単独事業でやられている所も増えているのも事実でございますけども、一方、制度化して購入はしたんだけども装着率が低いということで、制度を取りやめている市町村もあるようであります。制度があることには越したことはないわけでございますけども、やはり難聴者、加齢性難聴、特にやっばし生活習慣病の予防が大事であるというように考えてございまして、引き続き保健事業と介護予防事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、健康診断の中でということでございますけども、このことについては、なかなかほかの方もいらっしゃるというようなこともあって、環境が取れないということで、健康診断の中でというのは難しいようであります。いずれにいたしましても、高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送り続けていただけるように、外出支援などを含めて寄り添った形で、町の保健行政、福祉行政を推進してまいりたいというように考えております。

議 長
湯本議員

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 湯本 要議員。

それでは、はれっばを効果的に地域活性化に結びつけるためということで、町長にお伺いをしたいというふうに思います。国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言われているものですが、2050年の人口減少は全国的に大きな波紋を呼んでいます。

南幌町は現在、子育て支援、住宅建築助成金の最大200万円の補助、子ども室内遊戯施設「はれっば」の開業など、独自の取組で人口増を実現し、全国的に注目を浴びています。

「はれっば」が開業して1年が経過しました。想定を超える来場者

数で、全国的にも南幌町の知名度を大いに上げる成果を生み出していると思います。

社人研は南幌町の2050年の人口予想を4,352人としていますが、こうした町の取組によってこの予想よりも緩やかな減少になることが予想されます。国全体の人口減少傾向が続く中、一町村の努力によって人口を維持し続けることは至難であり、全国的な流れからは緩やかであるにしても遅かれ早かれ南幌町も人口減少による財政的な負担は避けられないと考えています。1番の問題は人口減少によって公共施設、インフラなどの維持管理費が重く町民にのしかかり、負担が大きくなり、町の財政が維持できなくなることが懸念されます。

こうしたなか、「はれっば」の来場者数が21万人を超えたとする明るい報道がありましたが、大きく予想を超えて来場しているとはいえ、町からの指定管理料は決して小さくはありません。「はれっば」来場者の経済的効果はまだ十分に利用し切れているとはいえない状況であると考えことから、以下の2点についてお伺いします。

1、ビューロー特販所の拡充や、「はれっば」周辺に手軽に立ち寄り、地場の農産物などを購入できるように周辺商業地域を活用することは考えられないか。

2、現在の指定管理者制度では将来、町民負担の増大が懸念され、大きな負担となることも予想されます。「はれっば」の経済効果を高めるために来場者の町内消費を促す施策の考えは。

議 長
町 長

町長。

「はれっば」効果を地域活性化に結びつけるためにのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、現在、ビューロー特販所では、観光協会の会員が生産する米、野菜、特産品を販売していることから、「はれっば」に来場される多くの方々に立ち寄っていただけるよう、特販所の充実について、観光協会と協議してまいります。

また、「はれっば」周辺において地場農産物などを購入できる場所として、ビューロー特販所とAコープ南幌店がありますが、他に地場農産物の購入については、町内の農産物直売所に足を運んでいただけるよう、「直売所マップ」などを活用し情報発信を行ってまいります。

2点目のご質問については、「はれっば」の来場者に対し、施設内に設置しているデジタルサイネージによる飲食店情報の紹介や、観光協会が作成した「ラーメン街道」、「すいーつ巡り」などのリーフレットを配置し、各店舗の情報発信を行ってまいります。

また、市街地においては、新たに、鮮魚店、パン屋、カフェなどが出店されています。「はれっば」の来場者に、町内各店舗を利用していただくためには、事業者における取組が不可欠であると考えことから、町内消費の促進に向け、商工会と協議してまいります。

議 長
湯本議員
(再質問)

1番 湯本 要議員。

答弁に対する再質問を行います。今町長述べられたんですが、これは今やられている行政の側で、はれっばにも、温泉などにも、ラーメン街道やスイーツ街道などなどの取組、これらや南幌町内にある商店

の紹介などをやっている。それは民間というか、それぞれの人方の御努力を軸に、そこを紹介しながら町を宣伝するという事でやられているわけです。しかし、はれっばをつくった最大の目的は何かということだと思っんです。はれっばは今御存じのように目標数を大きく超えて、21万人が来場したということは先ほど一般行政報告の中でもありました。はれっばに来て、子どもの声が中央公園に響き渡り、そして地域の人と町外の方々が交流をする。この点での目標は大いに成功したというふうに思っし、これを成功させた努力に対しては私も敬意を表するものであります。

しかし、先ほども言いましたように、指定管理制度のもとでは、毎年町が、ここに何十万人の来場者が来ても町の収入にはならないわけですね。町は指定管理料を支払うわけですね。そして遊具などの更新などがあれば、それらについても町が負担していく。町の負担は続くわけですね。そして何が重要かという、町もこの地域再生計画の中で述べているように、はれっばをつくることによって町の活性化、そして町の地域に対する経済的効果、これを大きく勝ち取っていくと。変な話ですけど、民間の言葉で言えばですね、はれっばで大きく消費者を呼び込んで、そして、その人方に町にお金を落としてもらおう、経済的効果を発揮してもらおう、そして居住をしてもらおうと。まちの魅力を知っていただいて。これが目標だと思っんです。であればですね、先ほどの答弁で従来今やられているような農産物の販売方法や、町の魅力を発信するという事については非常に弱いというふうに思っんです。

アンケートとか大がかりなことで聞いたわけじゃありませんけれども、多少私もパークゴルフで近くにいながら、利用者の方にどうかと数人の方に聞いたところ、やはり一番問題は、はれっばは面白いねって。でも町に来るとはれっば以外に行く所がないわと。せっかくこの農産物、田舎という言葉を使っちゃいましたけど、農産物が豊富にあるだろうと思って期待して来ても、どこにも売ってないよねと。いや、ビューローにありますよと言っても、ほとんどの方は、えっって。申し訳なさそうに置いてあるような形では、なかなか魅力を感じないと。やっぱりもっともっと町の魅力を発揮した農産物の販売所なりですね、ないんだらうかという答弁がたくさんありました。お店もたくさんあるけどみんな遠いよねって。車で探し回りながら行かなくちゃいけないし。こういう事もあります。

何よりも、町の中心街にこの効果が出ているかという、それは御存じのように、なかなか町の中心街には恩恵がまだ回ってきていないというふうに思っんですね。まだはれっばが昨年開業して1年ですから、はれっば自体の成功は大成功だというふうに思っんですが、これを町がつくったこの地域再生計画に基づいて、目標数は出ているわけですね。それからすると、今の町長の答弁は非常にちょっと消極的という、ちょっと心配になるような回答だったんですけれども、本施設整備による町内への経済波及効果として約2億4,300万円。これが見込めるほか、町民税の増収額を約580万円見込んでいます。

もうこの事業をするに当たって、地域経済効果をどのように見るか、試算は出ているわけです。これは計画ですからね、このとおりにいくとは当然思えません。しかしその努力はしなきゃならないし、それにあった施策は出してこなければならぬと思うんです。でなければ、はればばは残念ながら何十万人来ようとですね、町の町民にしてみれば大きな負担になりかねない。そういう事業だということを指摘しておきたいというふうに思うんです。

ですから質問しますけれども、今やられてるようなビューローに依存するのか、もっと町が力を入れて、もっと本格的に町のというか、町内に経済的効果を及ぼすような施策を講ずるつもりがあるのかどうか、再度質問いたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えいたします。経済効果のことを随分言われていました。町のほうとしましては、経済効果は当然必要でございます。現在1年目、施設の導入目的に当たって、いろいろ努めてまいりました。その結果として、大きく交流人口の拡大、知名度向上、中央公園のにぎわい、これなんか町の活性化につながっていると私は思っております。また、子どもたちの関係でございますけれども、子どもたちも元気で室内で遊んでいただいて、お母さん同士のコミュニティも広がっていて、そういう意味での効果はあるのかなというふうに考えています。また、中学生も現在も放課後なんかは友達とスマイルゾーンに来て宿題をしたりして、そういう小学生・中学生の居場所づくりにもなっているのではないかと思います。また、年配の方も数人でコーヒーを飲みに来て会話を楽しむなど、幅広い世代の方に利用されていて、地域のコミュニティとしての顔ができつつあるのかなというふうに考えてございます。

そしてオープン以来、雑誌・新聞・テレビでも放映されて、こういふことで本町の知名度向上、そして本町における子育て支援の手前味噌ではありますけれども、評価・認知度が高まってきているのではないかなというふうに考えてございます。これに経済効果がつながればベストなわけでございますけれども、なかなか今現在そうならないという御指摘をいただきました。

ビューローの特販所、軽食コーナーの運営については、観光協会で行っております。それで、ビューロー全体の利用者数、コロナ禍前が6万7,000人で行いました。それで令和2年、4万5,000人。令和3年、5万人。令和4年、5万6,000人。そして昨年度が6万2,000人で、徐々にコロナ禍前に戻りつつあるように感じております。それで、農産物の直売所、ビューローに申し訳なさ程度にしかないということでございますけれども、これにつきましては会員の方が出していただいて、今18名いらっしゃるんですけども、その方々が出していただいております。これについての充実については、当然このコロナの来場者が増えておりますので、観光協会とも十分協議をしてまいりたいなというふうに考えてございます。また、ほかの場所としましては、Aコープのもぎたて市がございまして、そっこのほ

うも農協さんのほうで6月から11月の間開設していただいているというわけでございます。ほかに町内で買える場所がないということでございます。まあ、農村部に直売場がございまして、そっちのほうで新鮮なほうの野菜をお求めということで、町ではマップなどを作成して、そっちの利用促進も呼びかけております。いずれにしても、ビューローの特販所の関係については、多くの方が利用していただけるように農産物の品揃えも含めて、観光協会と協議をしてみたいというような考えでございます。

それと、経済効果を種々言われておりますけども、オープンしてまだ1年でございます。我々も懸命にやってきました。それで経済効果、やはりこう町が経済をする上での主体的にはなりうることはできません。やはり事業者の取組、それと施策を結びつけなければなりません。それで事業者の取組については、商工会のほうにも種々お願いしておりますけども、なかなかまだ結果としてはあらわれてはいないのかなというような段階でございます。これから2年目になりますけども、そういうことも含めまして内部でも議論を深めて、また各関係機関とも連携しながら経済効果が果たされるように努めてまいりたいというように考えています。

1番 湯本 要議員。

議 長
湯本議員
(再々質問)

町長もなかなか大変だというふうには、わかるんです。というのは、例えば南幌の農産物の関係で言ってもですね、この前JAの役員の方ともお話をしました。南幌は品数がというか、品目が少ないですよという話を率直に交流の場でさせていただいたんですけども、南幌は法人が多くて、作物は全部機械化によってできるものはやるけど、人手のかかるような作物はなかなかつくりきれないと。従って、そうした野菜のですね、手間のかかるようなものはなかなか販売ルートというか、地元におりるぐらいの数をつくるということではできないというような話などですね、商工会の人方とも困難な話をいろいろ聞いているわけです。であればですね、やっぱりそこは町がもうちょっと主導権を持ってですね、こういった関係団体と話をしてもいいんじゃないかというふうに思うんですよ。本当にこのはれっぱで人が来ていただいて、町の魅力をもっと存分に出していこうというのであれば、思いつきで申し訳ないですけど、町営農園だっていいと思うんですよ。町民の方々の力を借りながらですね、安心安全な無農薬の野菜を届けるというようなことをしてもいいと思いますし、それができなければ、やっぱり週に1回でも2回でも土日市場みたいな形で、はれっぱの近くで、せっかく来ていただいている方々に、町の農産物を手に取って買い求めていただくというようなことなども含めて、民間任せと言ったら変ですけど、努力をいろいろお願いをしているようですけども、それにとどまらずに、町が本当にもっともっと先を切り開いていくようなつもりでですね、ぜひ先導していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、まだこの事業が始まったばかりで、あれこれの評価についても、こうだということも私は今言うべき時期ではまだない

というふうに思っていますので、ぜひこうした意味では経済効果をきちんと発揮できるような方策をですね、町長は先般2期目の意向はもう表明されているわけですから、町長の今度の政策の中にもしっかりと入れていただけるということを期待して、再度ですね、思い切ったそういった形で町が主導を持って、各団体との協議を進めていく。町民の力も借りていくということについて、御質問させていただきたいと、ご返答いただきたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

町がですね、関係機関と積極的に協議していくということについては、今までの姿勢と変わりはありません。また、農産物がなかなか市街地で買えないということがございますけども、本年12月にスーパーマーケットがオープンされます。その中で地場産農産物だとか、特産品を取り扱っていただけないかというような今、協議も進めているところでございます。なかなか町が建物を建てて、また農園をやって、それを売るというようなことは、なかなか今までの例からしても、ほかの町からみてもなかなかこれは困難であります。やはり民間の活力と連動していくということが私は大事であると思っております。

それと経済効果につきましては、やはり直接的な効果と間接的な効果があります。また将来的な効果もあります。なかなか把握が難しいというのが現状でございます。そんな中で、お店のほうにつきましても、先日商工会長のほうから、料飲店に対しましても土日の営業ですとか、お昼の営業ですとか、そんなような要請をさせていただいております。そして私のほうからは、商工会の先般あった総会の中で、私の挨拶の中で、こういうはれっばの来場者が予想を上回る多く来ていただいていると。このことを踏まえて、町の町内の消費拡大につながる取組について検討いただくようお願いをさせていただきました。同様に、議長の挨拶でも述べられております。そんなことで、関係機関への働きかけはしているつもりでございます。しかし、飲食店や小売業、高齢化や後継者不足という問題が深刻化しております。それと事業者それぞれ、事情も抱えていることと思っております。また、はれっばが開設して1年でございますから、その様子を見られている事業者もおられるのではないかなと思っております。

いずれにしましても、そんなようなことで町が中心となって、そういう活性化について努めていきたいという気持ちは変わりません。しかし、はれっばの成果として経済効果は大変重要でございますけれども、施設の整備の目的としまして、先ほど申し上げました町民のコミュニティや居場所づくり、このような基本的な取組をしっかりとやっていきたいというように考えてございます。

議長
高橋議員

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

次に、9番 高橋 修平議員。

基幹産業が農業の南幌町で、農家ではない私が今回の質問というのは大変失礼に値すると自覚しておりますので、初めに深くお詫びを申し上げます。それでは質問に入らせていただきます。有機栽培と社会の現状及び将来の農業のあり方について。現在、南幌町では化学肥料、

農薬の使用を前提とした慣行栽培が大半であると認識していますが、多量の農薬を使用することによる水質汚染や生物多様性の脅威、農薬が人の健康に与える悪影響などに懸念があります。

先日、議員の学校で講師をしていただいた、鈴木宣弘教授の講義内容を参考にしますと、輸入にはほぼ100%依存している化学肥料の原料である、リン、カリウム、尿素が、クワトロショックにより高騰し購入できないことや、すでに製造中止の配合肥料も出てきて今後の国内農家への肥料供給の見通しが立たなくなってきています。

化学肥料の原料が調達できなければ国内生産量は大きな影響を受けると言われています。

慣行栽培には形がきれいで収穫量も多く、安価で安定した食材の供給がしやすいなどのメリットがあります。しかし、今後日本は化学肥料に頼らずに国内資源を最大限活用する有機農業の技術が従来の農家にも重要になると考えられることから、以下の2点について伺います。

1、環境保全型農業直接支払交付金の取組の中に堆肥の施用がありますが、将来の有機農業転換への起爆剤として期待できます。町単独で堆肥の施用に交付金予算を組むことはできないでしょうか。

2、日本の食料自給率は38%程度ですが、種や肥料の自給率の低さを考慮すると10%程度だと言われています。現在の不安定な世界情勢の中で、南幌町の基幹産業である農業を守るために私たちができることは何なのか、あるいは何が最善と思われるか等、町長が考える将来の南幌町の農業のあり方について伺います。

議 長
町 長

町長。

有機栽培と社会の現状及び将来の農業のあり方についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対し、国、道、市町村の負担割合により交付するものです。

また、6月5日に公布された「改正食料・農業・農村基本法」において、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が掲げられ、今後、環境負荷低減の取組に対する具体的な内容が検討されることから、町独自による「堆肥」施用に係る支援を行う考えはありません。

2点目のご質問については、本町では、令和2年に「南幌町農業振興ビジョン」を策定し、一つ目に「収益性の高い農業の確立」、二つ目に「経営基盤の強化に向けた担い手の育成」、三つ目に「消費者との交流と食育の推進」、四つ目に「環境と調和した活力ある農村の構築」を柱として掲げ、農業振興を推進しています。

なお、現在、国において新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めており、今後の農業情勢と本町の実情を踏まえ持続可能な農業の推進に取り組んでまいります。

議 長
高橋議員
(再質問)

9番 高橋 修平議員。

一つ目の質問はわかりました。出す気はないということですよ。はい。

二つ目なんですけど、そんなに難しい質問ではなくて、僕は農業のプロとかではないので、結構もっと素人目線というか、町民さんからもちょっとこう多少は聞かれているようなことだったので伺いたかったんですけど、有事の際ですね。有事の際とか、今だったら海外の戦争とかで何か輸入が止まるとか、そういう場合ですよ。そういう場合の食料安全保障みたいなものの観点から、町長が南幌町の農業は今のままでも安心であると思っていられるのか、もしくは違う流れをつくったほうがいいと思っていられるのか。要するに町長が考える食への安心感を感じ取ってもらえる将来の農業のあり方について、どう思い描いていられるのかというのを単純に聞いたかっただけなんです。だから国がとかではなく、町としてどう動くのか、動けるのかということですよ。それで有機栽培という話に今回はなっているんですけども、そういう極端な事態なのかもしれないんですけども、今から、例えば有機農家さんって少ないと思うんですけど、もうちょっとこう増えてもいいのかなという。国内原料を使ってやる農家さんですから、輸入が止まったとしても、ある程度はちょっと耐えられるものになるのではないかなというところだったんですよ。クワトロショックというのも、多分全部は知らない方もいると思うので、4つあって、1つはコロナ禍というやつですね。2つ目は中国の爆買いですね。小麦、大豆、トウモロコシ、牧草、魚粉、肉、魚などですよ。3つ目が異常気象、4つ目がウクライナ紛争ですね。これによって世界の食料争奪戦というのが激化したということになっているんですけども、そういう有機とか、今も確かに有機はいいとは思いますが、酪農家さんも今ちょっと大変な状況なので、その有機もしかしたら脅かされるようなことになるのかもしれないので、究極的には、無肥料・無農薬みたいな考えにもなるのかなとも思いますし、これが何も起こらなかったとしても、南幌町の自給率ではなくて、自給力と言うのでしょうか。そういうものが上がるというのは、多分南幌町の一つの魅力ともなるのかなというふうにも思ったりするんです。

そういったところでさっきの給付金の話もそうなんですけど、今の社会情勢を考えた時に、ちょっとでも有機のほうに少しずつでも移行していくのが大事なんじゃないかなという農家さんも出てくるような気がしたんですけども、町長の希望みたいなものでしょうかね。僕なんかは今議員をやっていますけど、入る前はスローガンとしては、有事の際にも絶対に飢えない自治体づくりという感じで、今議員をやらせてもらっていますけども、何かちょっとこう、今のこの社会の情勢とかを見ると、ちょっと僕も不安を感じているというところがあるので、例えばですよ。答えやすいようにというわけではないんですけど、僕は素人なので笑っていただいても構わないと思うんですけど、例えば持続可能な、みたいなところで言えば、酪農家さんとかを誘致してみるとか、グラスフェッドですよ。生きた牧草を食べて大きくなるような、酪農家さんとか、あとは草堆肥とか。こういうのも化学肥料も高いので、そういうのもどんどんこう活用していくような、15年ぐらい前に何か農協さんでも青年部の方が草堆肥を何かつくって

いらしたという話も聞いているので、今後はそういうものもまた必要になってくるのではないかなとは思ったりするんです。何かそういう急に有機栽培というのはもう絶対無理な話なのでそれはわかっていますから、そういう不測の事態に耐えられる農業というようなイメージを持っていただきたいなとは思いますが、なのでさっき言ったように、今でもいいと思っていられるのか、違う流れをつくったほうがいいと思っていられるのか、町長が考える、町民の皆さんに安心感を持っていただけるような、南幌町の将来の農業ビジョンみたいな、そういう思いみたいなものをちょっとお聞かせ願えないかなと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

高橋議員の再質問にお答えをいたします。ちょっと大変難しい問われ方をしたと言いますか、私の思っている農業のあり方と言いますか、これをどういう目線で言うのかということでございます。町民の安心感という部分でお答えをするのか、持続できる南幌町の農業という形でお話をするのか、ちょっとどの辺かわからないんですけども、まず本町の農業の形態でございますけども、議員御承知のとおりだと思うんですけども、耕地面積約5,400町でございます、ほとんどが田でありまして、全国的でも先駆的に基盤整備を進めてきた地帯でございます。現在の主要な作物の作付面積でございますけれども、飼料用米を含めて今水稲が約2,000町、小麦が1,800町、大豆が600町、野菜が170町、その他地力作物というような状況でございます。農家戸数は、御存じのとおり減少してきております。従いまして、一戸当たりの経営面積も大きくなって、現在は30町を超えております。そういうことから大型化が顕著でありまして、当然、機械化も進んでおります。あと、近年は食用のお米が減少しているということで、本町の農業経営という見方をすれば、水稲の場合はやはり経営の安定がしやすいということで、一番の作物でございますから、これについては一定の面積を確保していくということが大事でないかなというように思います。それと、やはりそうなれば小麦、大豆、または地力作物、これらを輪作体系として、これらの作物を利用して輪作体系を組むという形が、今現在大型化しておりますから、そういう土地利用型農業という形に進んでいくのではなかろうかなと思います。これは今現状と、あと農家の経営安定ということを考えればということでございます。軽々しく申し上げられませんが、そういう土地利用型農業がこれからも進んでいくのではないかなというように考えてございます。有機農業を否定するものではございません。

今現在、国のほうでここ最近、みどりの食料システム戦略、地球温暖化防止に向けた環境負荷の低減対策としてそういうものが進んでおりまして、議員言われたように堆肥の施用ですとか、または公私の連携ですとか、そういう取組が増えておりまして、実際南幌町でもそういう取組をしている方がおります。これから今回6月5日に公布された新農業基本法の4つの柱の中の1つとして、環境との調和ということが掲げられましたので、それを支える仕組みづくりがこれからされ

ていこうらうと。それと、その基本法を具現化するための新基本計画というのが来年3月に策定される予定でございます。その中で、それらが含まれてくるのであろうということであると私は考えてございます。

また、先ほどはちょっと言い忘れたんですけども、高齢化・大型化に伴いまして、労働力不足が今農家のほうでもかなり厳しい状況でございます。そういうことで担い手の確保も力を入れていかなければなりませんし、また、これからは省力化ということで、スマート農業も進めていかなければならないというように考えてございます。あと、町民の安全安心ということで、町民の皆様からも本町の農産物を実際に消費していただく機会もつくらなければなりません。お子さんに対しては、子育て支援米とかということでもやらせていただいています。また、地産地消ということでは学校給食の取り入れをしたり、朝市なんかを開催しております。そういうことで町民の皆様さんからも安全安心と思っただけのように、本町農産物の利用促進が深められますように、そういう取組を進めてまいりたいというように考えてございます。なかなかいただいた御質問と答弁があっているかどうかわかりませんでしたけれども、そのようなことでございます。

議 長
高橋議員
(再々質問)

9番 高橋 修平議員。

多分、僕が逆に質問されてもすごく答えづらいものだと思っています。先ほども言いましたけども、本当に不測の事態ですよ。化学肥料の原料がもう全く止まってしまったとか、さっき言った戦争などにより輸入が止まってしまったとか、そういったものになると思うんですけど、そういった時に輸入とか外資とか、そういうものに頼らないで、できる、動ける一次産業というのを守ることは結構大事だと僕は思っているんですよ。なので、本当に究極的なことを言えば、住民さんみんなが参加できるような、農業を守っていくような動きとかも、今から少しずつつけていくとか、本当に小さいことでもいいと思うんですよ。例えばさっき言った草堆肥もそうですけど、町というか行政区で、皆さんで今雑草問題が結構町でありますけど、刈って一か所に溜めて、出来上がった草堆肥なんかを農家さんに運んであげるなど、本当に小さいことでもいいんですけど、今やられている施策とか、全部すごく大事だと思うんですけど、そういう小さい歯車を今からちょっとこう動かしていかないと、そういうさっき言った不測の事態、そういうふうな時には、身動きが取れなくなるんじゃないかなという、住民の皆様さんも食への不安とかも一瞬で立ち上がると思うので、住民全員で南幌町の一次産業である農業を守れるような流れとか、そういうものが何かあったほうが良いと僕は思っています。何か一つでも具体的なものがあれば、周りの職員さんは優秀な方がいっぱいいらっしゃると思いますから、そういう妥協案とか、そういうものも出てくると思うんですよ。

なので再々質問なんですけど、何かそういう僕が今言ったようなことで、具体的な何か1個でもいいんですけど、何かないでしょうか。

議 長

町長。

町 長
(再々答弁)

高橋議員の再々質問にお答えいたします。有事の際というようなことでのお話ではなかったかなと思いますけども、議員御承知のとおり、肥料につきましては原材料の6割が国際価格なんかで大きな影響を受けております。ロシアのウクライナ侵攻で、肥料が令和3年に一度ぐっと上がったんですけども、今年の1月に入ってから減少傾向と。価格がですね、減少傾向というようなことになってございます。それで、現在国のほうでも肥料の確保、備蓄ということで今力を入れております。また、それに対する外交なんかも力を入れてございます。肥料の確保という点でお話をさせていただきました。

それで、食料安全保障、有事の際の食糧安全保障は大変大きなお話であると思います。この食料安全保障につきましては、まさに今新農業基本法の中に、食料自給率の引き上げについても入れるということになりましたので、その動きをみる必要があるのかなということでございます。国全体の食料安全保障については、これはもう国全体でやっていかなきゃならない問題であるのかなと思います。

あと、町民が何をできるのかということでございます。なかなか難しい質問でございますけども、今農協さんの販売高というのは、年間40億から50億ほど販売高がございます。当然、それを維持して農家経営を安定させていきたいというような思いがあります。そういうような農家の実情、今置かれている実情ですね。そういうものをより町民に深く理解をしていただいて、応援団になっていただくというような取組が大事ではなかろうかなと思います。

最後に、昨日政府が来年度予算に向けて骨太の方針の原案を示しました。その中で、新基本計画の策定に当たりまして、みどりの食料システムの確立に向けて有機農業を後押しするということが示されましたので、私はその動向を注視してまいりたいというように考えてございます。

議 長

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

場内時計で11時まで休憩をしたいと思います。

(午前10時47分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議案第40号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第40号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、低所得者支援等給付金の給付に係る経費の追加、担い手育成対策事業費、土地改良事業経費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金、企業版ふるさと応援寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,588万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,743万3,000円とするものです。

議 長
副 町 長

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第40号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書10ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額50万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額60万円の追加です。移住促進事業で、北海道が実施するUIJターン新規就業事業において、東京23区から北海道に移住し移住支援対象法人に就業する方に対し、国・北海道と共同で移住支援金を給付するもので、令和5年10月に、単身で本町に移住し、江別市内の移住支援対象法人に就業した方に対する支援金を追加するものです。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額1億1,756万7,000円の追加です。低所得者支援等給付金事業で、次ページにかけまして国のデフレ完全脱却のための総合支援として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、本年1月開催の全員協議会においてご説明させていただいたもので、係る経費を追加するものです。今回、令和6年度において、新たに住民税非課税となる世帯並びに新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するもので、給付対象は、住民税非課税世帯130件、住民税均等割のみ課税となる世帯190件を見込んでいます。なお、これら給付対象世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円を加算して給付いたします。また、定額減税として、納税者及び同一生計配偶者、扶養家族1人につき、令和6年度分所得税から3万円、令和6年度分住民税所得割から1万円の定額減税実施に伴い、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を給付するもので、給付対象は、納税義務者1,790人を見込んでいます。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1億531万4,000円の追加です。担い手育成対策事業で、国産農産物の安定的な供給体制の強化を図るため国が支援を行うもので、機械導入に係る補助金として、産地生産基盤パワーアップ事業で5団体、営農技術の導入に係る補助金として、麦・大豆生産技術向上事業で1団体が採択されたことにより追加するものです。

3目農地費、補正額190万円の追加です。土地改良事業経費で、12節委託料で、三重外2地区換地計画図作成業務において、合筆等における確定測量図の調整作業が必要となったことから係る経費を追加するものです。18節負担金補助及び交付金で、旧夕張川築堤工事に伴い、令和5年度、町有地等売却のうち農道用地分について鶴城地区支線組合へ返還するため追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額1億1,756万7,000円の追加です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金で、低所得者支援等給付金事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額45万円の追加です。UIJターン移住支援金に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金で、補正額1億531万4,000円の追加です。産地生産基盤パワーアップ事業並びに麦・大豆生産技術向上事業に係る補助金です。

次に、18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額50万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、晩翠工業団地で操業する株式会社サン物流産業様より寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額25万4,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入4項3目土地改良事業調査受託事業収入、補正額179万6,000円の追加です。土地改良事業経費における換地計画図作成業務に係る受託事業収入です。

以上、歳入歳出それぞれ2億2,588万1,000円を追加し、補正後の総額を72億2,743万3,000円とするものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第40号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程6 議案第41号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第41号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、国保業務システム改修費の追加、歳入では、国保業務システム改修に係る国庫支出金及び基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億303万9,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは議案第41号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額350万7,000円の追加です。マイナンバーカード健康保険証の一体化に伴い、全ての被保険者に対し、自身の加入者情報を確認していただく通知に係る経費として、10節需用費で通知送付用封筒の印刷製本費、11節役務費で通知に係る郵送費、郵送料、12節委託料で国保業務システム改修費をそれぞれ追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款国庫支出金1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額342万2,000円の追加です。歳出補正予算の国保業務システム改修等に係る国庫支出金を追加するものです。

6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額8万5,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ350万7,000円を追加し、補正後の総額を10億303万9,000円とするものです。以上で議案第41号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第41号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程7 議案第42号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第42号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第42号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明

いたします。この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について、国の基準省令を踏まえまして、市町村が条例を定めているもので、本町には該当施設はありませんが、条例を整備しているものです。この度の改正の主な内容は、少子化対策の実現に向けて策定されたこども未来戦略において、保育所等における子どもの人数に対して、職員配置の最低基準の改正を行うものです。別途配布いたしました、議案第42号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第29条第2項第3号では、小規模保育事業A型職員の保育士の数を規定しており、満3歳以上満4歳に満たない児童のおおむね「20人」に1人を、おおむね「15人」に1人とし、第4号では、満4歳以上の児童のおおむね「30人」につき1人を、おおむね「25人」に1人に改めるものです。

第31条第2項第3号では、小規模保育事業B型職員の保育従事者の数を規定しており、第29条と同様に、満3歳以上満4歳に満たない児童の「20人」に1人を、おおむね「15人」に1人とし、第4号では、満4歳以上の児童のおおむね「30人」につき1人を、おおむね「25人」に1人に改めるものです。なお、保育従事者数の基準では半数以上は保育士と定めております。2ページにまいります。

同様に、第44条第2項では、保育所型事業所内保育事業所の職員の保育士数を改めており、第47条第2項では、小規模型事業所内保育事業所の職員の保育従事者数を改めています。

附則1として、この条例は公布の日から施行する。附則2として、経過措置として、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間適用しない。この場合においては、改正前の基準をこの条例の施行の日以降においても、なおこの効力を有します。以上で議案第42号の説明を終了いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第42号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第43号 南幌町農産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第43号 南幌町農産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町農産施設の利用料金を改定するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 産業振興課長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第43号 南幌町農産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。現在、南幌町ライスターミナルを含む6農産施設は、指定管理者として南幌町農業協同組合にお願いしているところであります。先般、エネルギーをはじめとする諸物価の高騰によって、施設の維持管理費用が増加していること、並びに、老朽化する施設の大型改修、更新の計画を進めるために、ライスターミナルほか3施設及び長ねぎ選別施設の利用料金の変更について申出を受けたことから、農産施設の一部利用料金を改正するものです。別途配付しております、議案第43号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所です。

別表第8条関係、利用料金の項、長ねぎの欄中「49円」を「53円」に改め、同表乾燥調整の項、利用料金の欄中「1,600円」を「2,000円」に、「1,400円」を「2,000円」に改めるものです。

附則として、この条例は令和6年7月1日から施行する。以上で議案第43号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第43号 南幌町農産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第44号 南空知消防組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第44号 南空知消防組合規約の変更につきましては、南空知消防組合個人情報保護審査会の設置に伴い、組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、

本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第44号 南空知消防組規約の変更につきましてご説明申し上げます。

本規約の改正につきましては、南空知消防組合個人情報保護審査会の設置に伴い、組合規約の変更が必要となり、組合を構成する団体に対して協議を求められたことから提案するものでございます。それでは、別途配布しています、議案第44号資料新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所です。

第13条第2項第1号中「公平委員会費」の次に、「個人情報保護審査会費」を加えるものです。

附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。以上で議案第44号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第44号 南空知消防組規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告につきましては、南幌町債権管理条例第15条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてご説明いたします。本報告は、南幌町債権管理条例第15条第1項に基づき、放棄した非強制徴収公債権等について同条第2項の規定により報告するものでございます。次ページをごらん願います。

債権の名称、公営住宅使用料。債権の額9万1,567円。債権の件数、7件。債権者数は1名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第1号の時効期間の経過によるものでございます。放棄の

時期は、令和6年3月31日でございます。以上で報告第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告については、報告済みといたします。

●日程11 報告第3号 令和5年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第3号 令和5年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第3号 令和5年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。次ページをごらん願います。今回、ご報告する繰越明許費につきましては、本年3月第1回議会定例会において議決をいただいているものでございます。

初めに、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、戸籍等窓口事務事業、翌年度繰越額840万4,000円。戸籍総合システムなどの改修経費です。

次に、3款民生費1項社会福祉費、低所得者支援等給付金事業、翌年度繰越額1,304万2,000円。国における低所得者等に対する給付金です。

次に、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額65万4,000円。ワクチン接種に係る委託料及びシステム改修経費です。

次に、5款農林水産業費1項農業費、農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額310万円。国の補正による、暁第1地区に係るパワーアップ事業分です。

同じく、5款1項施設園芸生産基盤緊急支援事業、翌年度繰越額27万3,000円。北海道が実施する、施設園芸農家に対する支援事業分です。

次に、6款商工費1項商工費、南幌温泉整備事業、翌年度繰越額9億4,588万2,000円。南幌温泉整備に係る工事監理委託及び整備工事費です。

いずれの事業につきましても、令和5年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものでございます。以上で報告第3号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 令和5年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程12 発議第6号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、空知町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程13 発議第7号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 請願第1号から追加日程4 発議第10号の4議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 請願第1号から追加日程4 発議第10号の4議案を追加いたします。

●追加日程1 請願第1号 夕張太西団地の早期造成を求める請願についてを議題といたします。

議会事務局長

本日、紹介議員である加藤議員が欠席をされておりますが、請願に係る補足説明の文書を預かっており、その文書を皆様の御手元に配付しておりますので、ごらんください。

議長

よろしいですか。お諮りいたします。請願第1号夕張太西団地の早期造成を求める請願については、会議規則第92条の規定により、産業経済常任委員会に付託し、閉会中に審査することといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は産業経済常任委員会に付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第8号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 星 真希議員。

星 議 員
議 長

(提案理由及び内容の説明をする。)
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
発議第8号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

石川議員
議 長

●追加日程3 発議第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。
8番 石川 康弘議員。
(提案理由及び内容の説明をする。)
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
発議第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

石川議員
議 長

●追加日程4 発議第10号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。
8番 石川 康弘議員。
(提案理由及び内容の説明をする。)
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第10号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時50分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____